

資料 5. 「野生生物と社会」学会会費規約改正案 新旧対照表

現行	改正案
<p>(納入方法)</p> <p>第 2 条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便口座振込またはクレジットカード ・銀行口座振込 (団体会員の場合に限る) <p>(会員の権利)</p> <p>第 3 条</p> <p>会費の前納が無い場合には、会則第 7 条 1、4、5 に定める会員の権利を停止するが、会計年度内に会費を納めたときは停止された権利を回復する。</p> <p>付則</p> <p>本規約は、2006 年 11 月 24 日の理事会での議決により成立し、2006 年 11 月 25 日から施行する。</p>	<p>(納入方法)</p> <p>第 2 条</p> <p>会費は前納制とし、前会計年度末日までに以下のいずれかの方法にて納入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便口座振替 ・銀行口座振込 <p>(会員の権利)</p> <p>第 3 条</p> <p>会費の前納が無い場合には、会則第 7 条 1、4、5、6 に定める会員の権利を停止するが、会計年度内に会費を納めたときは停止された権利を回復する。</p> <p>付則</p> <p>本規約は、2006 年 11 月 24 日の理事会での議決により成立し、2006 年 11 月 25 日から施行する。</p> <p>本規約は、2014 年 10 月 31 日の理事会での議決により改訂する。</p>